

開催年月日 令和5年12月7日（木）

質問者 日本共産党 真下 紀子 委員

答弁者 保健福祉部長 道場 満

地域医療推進局長 古川 秀明

看護政策担当課長 佐藤 行広

質問内容	答弁内容
<p>四 江差高看パワハラ問題について 道立江差高看のパワハラ問題についてです。 2021年10月、2022年2月、第三者調査委員会が設置をされて、江差高看と紋別高看におけるパワハラ問題で、教員11人の関与、延べ53件が認定をされました。その際、2019年9月18日に自死に至った江差高看の学生は調査の対象外とされたため、2022年6月に保健福祉委員会で、私は新たな第三者調査委員会による調査を求めました。 その後、道は新たに調査委員会を設置をし、今年3月31日に調査書が提出をされたわけです。調査までに3年以上たった困難な状況の中で、厳密な基準を設けて、調査結果を報告された、各委員のご協力、ご努力に敬意を表するものです。 また、改めてこの学生さんのご冥福を心から祈っております。 以下、伺ってまいります。</p> <p>（一）賠償方針の決定について この調査書には、学習環境が要因となったと認定でき、法的責任が生じる「相当因果関係」が明記される一方、委員の意見としてですね、「本調査結果は、直ちに行為者及び管理者の民事上の責任を押し付けるものではない」と1人の委員の意見が付言されております。 改めて、お聞きするわけですが、道の賠償方針はいつ、どのような検討の下で、賠償額を決定されたのか。そして、自死との因果関係に対する道の見解は、委員の意見を参考にし、参考としつつも、調査書の結論、調査書全体を根拠にしているのかどうか、先程来の議論の中でもありましたけども、決定書に基づいてご説明願います。</p> <p>再一（一） その際、先の第三者委員会でも指摘されましたように、設置者である道の責任が問われる事態だということは認識されていたということでしょうか。</p> <p>再々一（一） 謝罪云々ではなくて、道の責任として、道が責任があるっていうふうに受け止めたのか、っていうことを聞いているんです。このパワハラ問題に対して。 後でもう一度聞きますので、準備してください。</p> <p>（二）示談交渉と賠償額の考え方について 2022年6月7日の保健福祉委員会において、看護政策担当課長は、「調査の実施に当たりましては、御遺族の意向や疑問などを丁寧にお伺いしながら、誠実に対応させていただくことが必要」と答えてい</p>	<p>【看護政策担当課長】 賠償についてでございますが、道では、遺族側代理人弁護士からの損害賠償を請求する文書を受け、道の賠償責任の範囲等につきまして、道の代理人弁護士などと検討を行い、庁内の協議を経て、提示額等を決定し、10月下旬に道の代理人弁護士を通じて、遺族側代理人との協議を開始したところであります。 なお、第三者調査委員会の調査書の結論部分にあります、「最終的な要因については確定できないが、少なくとも本学院における学習環境が要因となったものと認定でき、自死との相当因果関係は認められる」との記載など調査書の全体を踏まえて検討したところでございます。</p> <p>【看護政策担当課長】 パワハラについてでございますが、推認や可能性を含め、複数の教員によるハラスメント行為が確認され、学院の学生を振り落としような教育方針や管理監督責任を有する道にも問題があるとされたところであり、学院の設置者として調査結果を重く受け止め、ご遺族に謝罪させていただいたところでございます。</p> <p>【看護政策担当課長】 賠償に係る協議についてでございますが、道の法的責任や賠償範囲につきましては、現在、道と遺族側双方の代理人弁護士を通じて協議を行っているところであり、引き続き、遺族側の意向などを伺いな</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>ました。で、賠償交渉に臨むにあたって、ご遺族の意向を伺い、誠実に対応するお考えかどうか、改めて伺います。先程来、何回も答弁しておりますけど、改めて伺います。</p> <p>また、道が提示した賠償額は、遺族側弁護士との見解に大きな隔たりがあると、先の決算委員会でも、今日の委員会でも議論されております。道が提示した賠償額は示談交渉の始まりであって、今後の話し合いによってこの賠償額は変更されていくことがあるという理解でよろしいのか、確認をさせていただきます。</p> <p>賠償額は確定していないと。これからの示談交渉の中で変わらうということなんですね。それは確認しました。</p> <p>学院の学習環境とそれから、自死との相当因果関係を認められながら、謝罪はしても、賠償額に大きな乖離があると、そして、ご遺族を傷つけている事態だということを、になっております。</p> <p>で、学生が自死してもなお、道は相応の責任を負う提案をしていないと言わざるを得ないというふうに考えます。</p> <p>(三) 調査時期について</p> <p>改めて学院生活に言及していきたいと思うんです。パワハラと自死との因果関係等について調査書に基づいて質問してまいります。</p> <p>江差高看において、教員としての優位性を背景にしたパワハラが、長期にわたって、執拗に繰り返されていたことは、当初の調査書に明記されております。</p> <p>こうした指導環境の中で、道は、自死に至った学生を、当初調査の対象外とし、3年以上の時間経過を経てやっと第三者調査を行い、「限りある資料から推認できる限りでハラスメントの事実と因果関係を認定したものとどまる」と意見が付される調査の結果報告が出されたわけです。で、当初調査の対象としていた場合、より確実な調査結果を得られたと考えるわけですが、調査時期が遅れた道の責任と、より時間が経過した下での調査結果をどう受け止めていらっしゃるのでしょうか。</p> <p>(四) 調査書で認定されたパワハラについて</p> <p>当初の第三者委員会の調査では、申し出がなかった方も、後から対象とされてハラスメントが確認された例があります。でも、この自死した学生さんについては、対象としなかったがために調査が十分にできなかった経過があったのではないかと思います。しかしその後ですね、今回のその時間を経た調査の中で4件のハラスメントを認定する調査結果が出たということは、非常に重いものがあると考えられるわけです。大変困難な条件下で、4件のパワハラの実事認定をしました。認定されたパワハラについて、具体的かつ詳細を、それぞれお示し願います。</p>	<p>がら、丁寧かつ誠意をもって対応してまいります。</p> <p>なお、賠償額等につきましては、現在協議中であり、確定したものではないところでございます。</p> <p>【看護政策担当課長】</p> <p>調査の時期についてでございますが、当初の第三者調査委員会の調査におきましては、学生が自死に至った事案がありますことを認識しており、可能な範囲で調査を行うことが必要との考えの下、他のハラスメント事案に係る聞き取りと併せて、本事案につきましても、当時の状況を知る学生や教員から聞き取りを行ったところであります。</p> <p>その時点では、ご遺族から調査を求める申出はなかったものの、他にハラスメントの訴えがあった学生の一部から、本事案に関する言及があったことを踏まえ、数度にわたり、委員の間で協議を重ねた上で、確認作業を行いました。自死につながるハラスメントの確認には至らなかったことから調査書にも掲載しない取扱いとなった旨の報告を受けているところでございます。</p> <p>その後、令和4年5月に遺族側代理人弁護士から改めて第三者による調査を求める要望があり、6月に新たな委員による第三者調査委員会を設置し、委員会におきまして、遺族側から提供のあった情報などを基に学生の友人等から聞き取り調査等を実施し、4件のハラスメントを認定する調査結果が報告されたものでございます。</p> <p>【看護政策担当課長】</p> <p>ハラスメントの認定についてでございますが、調査書では、元学生や教員等への聞き取りの結果、ハラスメントが疑われるとされた9件の事実のうち、推認や可能性を含め、4件がハラスメントと認定されたところであります。</p> <p>具体的に、1事例目は、提出期限に1分ほど遅れたため、教員が再試験のプリントを受け取らなかったこと、それによって、対象者の留年が決まり、非常に落ち込んだこと、また、その結果、対象者がショックを受けて失声したこと。</p> <p>2事例目は、教員が実習において、対象者に求め</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>報告書を読んだ方はご存じだったかも知れませんが、読んでない方は初めて知ったと思うんです。</p> <p>たった1分の遅れによって1年間留年させられ、経済的負担と心の傷、ストレスを与えられた学生は、この一つをとっても自死に至るような、そういうパワハラを受けていたと言えるんじゃないでしょうか。それが4件もつながっている。さらには、前回の先の報告書の中では、「殴る蹴るの暴行をするよ」「ぶっ刺したくなる」「はい、死ね」など恐怖を抱かせる暴言を日常的に繰り返していたことが認定されています。執拗に、長期に渡って反省文を書かせ、教員寮生に回覧し辱めを受けさせた上で、始末書が終わらないと強制退学だと。理由なく反省文を繰り返させられて、規定にない退寮処分が行われたことなどが前回の追加調査で明らかになっている。そうした中での学院生活の中で、さらに個別にこの学生さんは、確認されただけのものでも4件、パワハラを受けているわけです。</p> <p>背景事情として自死との関連性においても本学院の教育方針や教員らの態度が自死に追い込んだ大きな要因と考えられると、今回の調査書に明記されているんですね。</p> <p>(五) パワハラが自死に関連があると認められた事実について</p> <p>その上で次に、調査書でパワハラが自死に関連があると認められた事実を、詳細にお答えください。</p>	<p>られても指導を拒絶し、対象者が絶句していたこと。</p> <p>3事例目は、言葉自体は正確には確認できないものの、教員が、少なくとも、対象者に「人格を変えなければいけない」と思わせるような指導をしたこと。また、この指導によって対象者が泣いていたこと。</p> <p>4事例目は、実習の終盤で、教員の指導を受けないまま実習先の担当者にプロセスレコードという記録を提出した後に指導を求めたが、拒絶したこと。また、これにより、対象者が単位を落としたと受け取った可能性が高いこと。と記載されているところでございます。</p> <p>【看護政策担当課長】</p> <p>ハラスメント認定と自死への影響についてでございますが、ハラスメントと認定された4件につきまして、調査書では、先ほどの1事例目は、自死の2年近く前の出来事であることから、これが直接的に自死を誘引したとは考えにくいですが、1年間の留年という極めて大きな損失をもたらした事実であったことから、自死に至る過程で大きな要因となった可能性があること。</p> <p>2事例目は、自死をほのめかすほど精神的に追い詰められていたことが認められ、自死に大きな影響を与えていたものと認められること。</p> <p>3事例目は、相当性を大きく逸脱するパワー・ハラスメントであり、人格を否定されるような言動であるから、自死に影響を与えたものと認められること。</p> <p>4事例目は、このパワー・ハラスメントが、自死に影響を与えた可能性は大きい。と記載されているところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(六) 当該学生の自死を準備していた可能性について</p> <p>少なくともこの4例が認定をされたのが今回の調査結果なんです。当該学生が自死を準備していた可能性についても今回の調査書は言及しています。どのような内容でしょうか。</p> <p>つまり事前にですね、教員の中にも、そして他にもですね、自死の可能性について気付く機会があったということが、今回証明されているわけです。</p> <p>(七) 是正措置と道の責任について</p> <p>私は、どのパワハラひとつとっても自死に至る要因といえるほど、重大な事態が連続して当該学生に対して行われていたと言わざるを得ないと考えます。ところが、道はパワハラに対する情報提供を受けるなど、何度も是正の機会がありながら、放置してきました。</p> <p>江差高看のパワハラ問題では、道は責任を認めたわけですけど、今回の調査書を受けて、先程お聞きしましたけれども、改めて、その責任を、どのように認めていらっしゃるのでしょうか。</p> <p>再一 (七)</p> <p>管理監督責任を有する道にも問題があったとお答えになりましたけれども、責任はあったと考えないんですか。</p> <p>再々一 (七)</p> <p>言い方を変えていますけれども、管理監督責任を有する道に問題があったということは、ここに責任を有するという事なんですよ。</p> <p>2012年7月9日、指導において厳しくせざるを得ない、だから厳しい指導を行ったということを御承知おき願いたいと、まるでハラスメントを容認してきた、擁護してきたような道のコメントがあります。こうしたことをやってきた道に、本当に責任がないと言えるんですか。</p> <p>時間超過していますので、この問題は知事に直接お聞きしたいと思います。</p> <p>再々々一 (七)</p> <p>自死した学生を発見した看護師である教員は、一番先に学院に連絡しているんです。救急要請ではな</p>	<p>【看護政策担当課長】</p> <p>自死の可能性についてでございますが、調査書では、自死前日の教員の指導と自死への影響についての記述の中で、「上記指導よりも前に、対象者がロープを手にして自死に至る可能性を示していたことは、e氏の供述から認められる。また、h教員及びE教員の供述によれば、死亡当日にはロッカーが片付いており、9月17日以前から自死を準備していた可能性も示唆される。」と記載されているところでございます。</p> <p>【地域医療推進局長】</p> <p>道の責任などについてでございますが、調査書では、推認や可能性を含め、複数の教員によるハラスメント行為が確認され、自死との関連が認定されたことに加え、学院の学生を振るい落とすような教育方針や管理監督責任を有する道にも問題があるとされたところであり、学院の設置者として調査結果を重く受け止め、ご遺族に謝罪を行ったところでございます。</p> <p>道立高等看護学院においては、教員によるハラスメント事案が発生したことは、教育機関としてあってはならないことと認識しており、道では、これまでのハラスメント事案を踏まえ、改めて、学生の皆様が安心して学べる環境整備が重要であると考えておりまして、専任の学院長や事務職員の副学院長を配置するなど組織体制を見直しましたほか、学生から信頼される教員の育成や学生・保護者の皆様との信頼関係の構築など引き続き、学院運営の適正化に取り組んでまいります。</p> <p>【地域医療推進局長】</p> <p>道の責任などについてでございますが、管理監督責任を有する道にも問題があると調査書で書かれているところでございまして、学院の設置者として調査結果を重く受け止めているところでございます。</p> <p>【看護政策担当課長】</p> <p>発見時の教員の対応についてでございますが、学生宅を訪問した教員は、警察への通報とともに、直</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>いんです。次が警察です。発見した看護職員は、救急要請していますか。</p> <p>その場で救急蘇生は難しかったんですよ。だから救急要請しなきゃならなかったんですよ。けどしなかったんですよ。警察が救急要請しているんです。レスキュー隊が来てロープを切らなかったら、学生をおろせなかったわけでしょ。</p> <p>(八) 賠償交渉の進め方について 調査書で委員長は、ハラスメントを認定した教員B、C、Dの3人について、当時の指導態度を真に反省し、自死に至らしめた責任を重く受け止めているとは見受けられず、当時のハラスメント体質が垣間見える場面が少なくなかったと意見を付されています。</p> <p>また、教員全体の、学生を育てるよりも振り落とすような教育方針と態度は、ハラスメントが容認される非常に重要な要素と指摘をしております。</p> <p>調査時期を逸し、長きにわたって是正措置を講じえなかった道の重い責任に鑑みて、調査書の自死との関係を認めただうえで、賠償交渉の進め方を再検討すべきではないのかと考えますが、見解を伺います。</p> <p>再一 (八) 顧問弁護士に道議会での議論というのは伝えられているのですか。</p> <p>詳細に伝えていただきたいと思います。</p> <p>再々一 (八) 10月20日に起案された庁議決定書があります。交渉状況について、報告を受けることになっておりますけれども、顧問弁護士からどのような報告を受けて、それで何回、何回だけでいいです。再協議を行ったのか、ご説明願います。</p> <p>複数回協議を行っているということですし、それから賠償金額についても、今後、改めるとということなので、これについても知事に直接お伺いしたいと思います。</p> <p>(九) 帰責性の受け止めについて 複数の教員によるハラスメントが学生、教員に対して日常的に横行する中、3年間パワハラを受け続け、3年以上ですね。泣いて懇願しても指導を拒絶され、ショックで失声し、絶句することが複数回あったと認められているのが、当該学生の学院生活なんです。理不尽といえる留年、単位を落としたりと誤解を生じさせる指導で、経済的損失や今後も続くであろうC教員、D教員によるパワハラを予想して絶望し、希望を失い自死を選択したと。ここまで書かれています。調査書は、パワハラにより精神的に追い詰め、これらの積み重ねによって、自死に至らしめたことについて、「帰責性も認められる」としています。帰責性を指摘されたことをどう受け止めたんですか。</p>	<p>ちに救命のため様々な対応を試みたものの、その場の状況から蘇生処置は困難であったところでございます。</p> <p>【地域医療推進局長】 賠償協議の進め方についてでございますが、道の法的責任や賠償の範囲などにつきましては、現在、道と遺族側双方の代理人弁護士を通じて協議を行っているところでございます。引き続き、道の代理人弁護士の見解なども伺いながら適切に対応してまいります。</p> <p>【看護政策担当課長】 道の代理人弁護士への情報提供についてでありませんが、道の代理人弁護士に対し、道議会の議論をお伝えしているところでございます。</p> <p>【看護政策担当課長】 弁護士の協議の回数でございますが、複数回、実施をしているところでございます</p> <p>【地域医療推進局長】 調査書の受け止めについてでございますが、調査書では、「ハラスメントの行為者である教員には、対象者を精神的に追い詰めることになった原因と責任の一端があることは明らかである。これらの積み重ねにより、自死に至らしめたことについて、帰責性も認められる。」と記載をされており、「学院の学習環境と自死との相当因果関係は認められる」とされた調査書の内容につきましては、大変重く受け止めておりますとともに、学院運営の改善に取り組んでいく必要があると考えているところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(十) - 欠</p> <p>【知事総括保留】</p> <p>帰責性ということは、社会通念上、責めに帰する理由があったと認められたということなんですね。そう言わざるを得ないんです。 顧問弁護士が相手方の弁護士に回答した回答書に「一つの直接的、必然的要因による自死ではない」ということが書かれて、最終的な要因は確定されていないということが書かれていたようですけども、これは積み重ねによって自死に至っているんです。一つのことを特定できないのは当たり前だというのが、この調査書なんです。知事にそのことを含めてお伺いしたいと思えます。</p>	